

十和田市指定管理者選考委員会設置要綱

(平成 17 年 11 月 9 日)
要綱第 200 号

改正 平成 19 年 3 月 29 日要綱第 2211 号

(設置)

第 1 条 公の施設の管理を指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる場合における指定管理者の候補者の選定について審議するため、十和田市指定管理者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年十和田市条例第 288 号)第 4 条又は第 5 条の規定により、指定管理者の候補者を選定し、その結果を市長に具申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、企画財政部長、民生部長、健康福祉部長、農林部長、観光商工部長、建設部長、十和田湖支所長、上下水道部長、教育部長及び中央病院事務局長をもって充てる。

(013-総 2211・一部改正)

(委員長及び副委員長の職務)

第 4 条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の進行は、副委員長が行う。

3 委員長は、必要に応じて審議事項に関係ある公の施設の所管課長その他担当職員の出席を求め、当該審議事項について説明又は意見を求めることができる。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 9 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日要綱第 2211 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。